福岡県企業局訓令第二号

企

業

局

訓令

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する

(企業局管理課)

企 業

局

目

次

一条の表中

本局指名委員会

課に付置するもの

副課長

同右 職員 に付置するもの

次長

平成二十 第二千九百七十四号 年六月五 日

増

刊 (1)

に改める。

この訓令は、 公布の日から施行する。

附 則

本局指名委員会 に付置するもの 課長

に付置するもの 局長 課長 同右 委員長が指名する関係

に

定める。

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令を次のように

事 本

業

所 局

平成二十一年六月五日

福岡県企業管理者 Щ 田 修 嗣

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程(昭和五十三年福岡県企業局訓令第 福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令

号)の一部を次のように改正する。

委員長が指名する関係

を

定期発行日 每週月水金曜日